

さまざまな障がい者の福祉サービスを受けるためには、手帳が必要です。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方で、障がいの程度・種類によって、1級～6級までに該当すると認められた場合に交付されます。申請後約1か月から1か月半で手帳が交付されます。

① 手帳交付

①指定医の身体障害者診断書・意見書

（用紙は障害者福祉課にあります。）

②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚（脱帽、上半身、撮影1年以内のもの）

③個人番号カード、通知カード又は個人番号記載済住民票

（個人カード以外は、写真付の身分証明書又は氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの2つ以上）

※代理申請の場合は、委任状及び代理人の身元確認書類が必要です。

② その他

現在、手帳をお持ちの方で次に該当する場合は、必ず届出をしてください。

①住所の変更 ②氏名の変更 ③死亡 ④手帳の紛失・破損 ⑤障がいの程度変更（④⑤の場合手帳が再発行されます。）

（問合せ） 障害者福祉課 相談支援係 ☎3802-4057

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により1級～3級に区分されています。

① 手帳交付

①障害者手帳用の診断書又は精神の障害年金証書の写し

②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚（脱帽、上半身、撮影1年以内のもの）

③個人番号カード、通知カード又は個人番号記載済住民票

（個人番号カード以外は、写真付の身分証明書又は氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの2つ以上）

② その他

現在、手帳をお持ちの方で次に該当する場合は、必ず届出をしてください。

①住所の変更 ②氏名の変更 ③等級変更 ④手帳の紛失・破損

（問合せ） 障害者福祉課 こころの健康推進係 ☎3802-3542

障害者福祉課

障がい者の日常生活、施設入所、通所など障がい者の福祉にかかわるあらゆる相談を受けています。
聴覚障がい者の方には、毎週火曜日の午後1～4時に、手話通訳者が窓口でご案内します。

(問合せ) 相談支援係 ☎3802-4057

こころの健康推進係 ☎3802-3542

※精神保健福祉相談及び障がい者の福祉サービスの利用に関する相談については、
健康部健康推進課保健相談担当 ☎3802-4252

庶務係 ☎3802-4053

障害サービス係 ☎3802-3417

支援調整係 ☎3802-4818

虐待防止センター ☎3802-3151

荒川たんぽぽセンター(荒川区立心身障害者福祉センター)

心身障がい者等についての福祉・医療・発達・訓練等に関する相談に応じて、適切な問題解決が図られるように援助します。

さらに、地域自立生活支援センター事業として、ピアカウンセリング（当事者相談）や自立生活支援セミナーの開催等を行っています。

(問 合 せ) 荒川たんぽぽセンター（荒川区立心身障害者福祉センター） ☎3891-6824

(所 在 地) 荒川1-53-20

(交通機関) 都電荒川線「荒川区役所前」下車 徒歩5分

都バス（里22、草63・64）「荒川区役所」下車 徒歩5分

荒川区障害者基幹相談支援センター

障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談に応じています。区内の相談支援事業者に対して専門的な指導・助言を行うなど、地域における支援のネットワークづくりを進めています。

(問 合 せ) 荒川区障害者基幹相談支援センター ☎3801-8060

(所 在 地) 荒川1-53-20 2F

(交通機関) 都電荒川線「荒川区役所前」下車 徒歩5分

都バス（里22、草63・64）「荒川区役所」下車 徒歩5分

支援センターアゼリア(荒川区精神障害者地域生活支援センター)

地域で生活している精神障がい者の方を対象に、日常生活の支援・相談、地域交流活動などを行い、精神障がい者の社会復帰、自立、社会参加の促進を支援します。

(問 合 せ) 支援センターアゼリア(荒川区精神障害者地域生活支援センター)

☎3819-2343

(所 在 地) 東尾久5-45-11

(交通機関) 都電荒川線「宮ノ前」下車 徒歩3分

日暮里舎人ライナー「熊野前」下車 徒歩5分

都バス(端44、里48)「熊野前」下車 徒歩5分

コンパス(荒川区精神障がい者相談支援事業所)

精神障がい者及びその家族の方等を対象に、障がい者の福祉サービスの利用相談、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるために必要な援助、専門機関の紹介等を行います。

来所・電話相談のほか、訪問相談にも対応します。

(問 合 せ) コンパス(荒川区精神障がい者相談支援事業所) ☎6806-5322

(所 在 地) 東日暮里3-43-2 K・フラット101

(交通機関) 都バス(草41)「大下」下車 徒歩2分

JR常磐線「三河島」下車 徒歩4分

その他の相談窓口

その他、障がい者の福祉にかかわる相談窓口は下記のとおりです。

●障害基礎年金

(問 合 せ) 国保年金課 ☎3802-4168

●特別児童扶養手当ほか

(問 合 せ) 子育て支援課 ☎3802-4832

●就学奨励費

(問 合 せ) 学務課 ☎3802-4564

●教育相談

(問 合 せ) 荒川区立教育センター ☎3801-4338

●就学相談

(問 合 せ) 荒川区立教育センター ☎3801-4590

(所 在 地) 荒川3-49-1

(交通機関) 都バス(里22、草63・64)「荒川三丁目」下車 徒歩2分

JR常磐線「三河島」下車 徒歩5分

